
目 次

1 定期監査

(1) 議会事務局	2
(2) 農業委員会事務局	5
(3) 消防本部・消防署	8
(4) 市民環境部	13

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和2年4月22日から同年6月29日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和元年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、下記のとよりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
議会事務局・農業委員会事務局	令和2年4月22日から同年5月13日まで
消防本部・消防署	令和2年5月13日から同年6月5日まで
市民環境部	令和2年6月5日から同年6月29日まで

2 監査を実施した監査委員 寺 村 伸 治・柿 並 哲 也・近 藤 司

3 監 査 等 の 着 眼 点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監 査 の 実 施 内 容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監 査 の 結 果

令和元年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

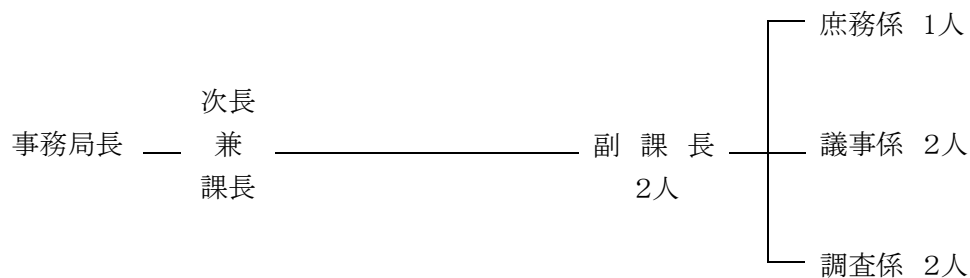
議 会 事 務 局

1 議会事務局の主な事務事業

議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

2 職員の配置状況 9人（令和2年4月1日現在）



3 議会の活動状況（令和元年度）

(1) 本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	3人
6月定例会	18日	5日	3日	11人	72人
9月定例会	18日	5日	3日	13人	81人
12月定例会	17日	5日	3日	11人	150人
2月定例会	24日	5日	3日	11人	33人

(2) 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会 開催日数	所管事務 調査日数
企画総務 委員会	7人	1年	企画部、出納室、総務部、消防本部、消防署、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	9日	1日	4日
福祉教育 委員会	7人	1年	福祉部、福祉事務所、教育委員会の所管に属する事項	9日	1日	4日
市民経済 委員会	6人	1年	市民部、経済部、農業委員会の所管に属する事項	9日	1日	4日
環境建設 委員会	6人	1年	環境部、建設部、上下水道局の所管に属する事項及び港湾（漁港を除く。）に関する事項	9日	1日	4日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会 開催日数	所管事務 調査日数
議会運営 委員会	7人	1年	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項	15日	0日	4日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付議事件	開催日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視察）日数
都市基盤 整備促進 特別委員 会	8人	R1.6.27	(1)国道11号バイパス、県道及び都市計画道路の整備促進に関する調査 (2)企業誘致（臨海工業用地の確保を含む）に関する調査 (3)大島・荷内沖開発に関する調査 (4)総合運動公園の建設に関する調査	3日	0日	4日

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	開催日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
防災・災 害対策特 別委員会	8人	R1.6.27	(1)防災対策に関する調査 (2)大規模災害時における問題 調査	5日	0日	4日
地方創生 特別委員 会	8人	R1.6.27	(1)総合戦略に関する調査	7日	0日	4日
決算特別 委員会	23人	R1.9.3	(1)水道事業・工業用水道事業会 計決算の認定 (2)一般会計・特別会計歳入歳出 決算の認定	5日	0日	0日
予算特別 委員会	24人	R2.3.5	(1)一般会計・特別会計予算 (2)水道事業・工業用水道事業・ 公共下水道事業会計予算	4日	0日	0日

4 指摘事項

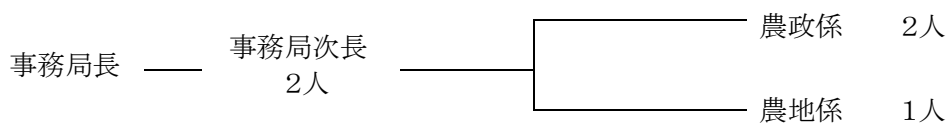
特になし

農業委員会事務局

1 農業委員会事務局の主な事務事業

- (1) 農業委員会の会議に関すること。
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。
- (3) 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) 農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整及び許認可事務に関すること。
- (5) 農地等の調査及び検査に関すること。

2 職員の配置状況 6人（令和2年4月1日現在）



3 農業委員会の開催状況（令和元年度）

会議名	回数	提出議案	可決	否決	保留・継続
総会	13	325	325	0	0
役員会	3	4	4	0	0
計	16	329	329	0	0

4 農地の権利移転状況（令和元年度）

区分	件数	面積 (㎡)		
		田	畑	計
所有権移転	16	8,536.00	11,751.00	20,287.00
賃貸借権移転・設定	6	0.00	8,169.00	8,169.00
使用貸借権移転・設定	3	1,065.00	4,010.00	5,075.00
小計	25	9,601.00	23,930.00	33,531.00
合意解約（賃貸借）	30	25,439.00	8,000.99	33,439.99
合意解約（使用貸借）	15	12,339.00	992.00	13,331.00
小計	45	37,778.00	8,992.99	46,770.99
合計	70	47,379.00	32,922.99	80,301.99

5 農用地利用集積事業（新農地銀行）の状況（令和元年度）

区分 年度	利 用 権 設 定（新規・再設定）									
	3年未満		3～6年未満		6～10年未満		10年以上		合 計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
27	9	12,465.00	154	206,599.86	4	5,326.00	3	19,538.00	170	243,928.86
28	15	17,721.00	79	132,058.30	2	2,188.00	1	2,664.00	97	154,631.30
29	19	40,756.46	75	82,843.99	4	6,740.00	0	0.00	98	130,340.45
30	11	17,385.00	73	116,137.91	1	1,990.00	1	1,074.00	86	136,586.91
元	11	13,159.00	95	157,885.91	0	0.00	3	6,849.00	109	177,893.91

区分 年度	年度末現在
	総面積 (㎡)
27	518,341.15
28	531,325.27
29	516,149.55
30	516,517.32
元	557,665.98

6 農地の転用取扱状況（令和元年度）

用途地域区分	転用 区分	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
その他の区域	4条	8	964.00	1,907.00	2,871.00
	5条	178	78,450.10	98,878.47	177,328.57
	小計	186	79,414.10	100,785.47	180,199.57

注：4条・・・農地法第4条による農地の転用

5条・・・農地法第5条による所有権移転等を伴う農地の転用

7 指摘事項（回答は令和2年6月9日付け）

（1）農家台帳システムの整備について

農家台帳システムは、農業委員会事務局において業務上中心的なシステムとなっている。しかし、このシステムには、システム導入前の農地転用の履歴等が入力されておらず、システム導入前の内容については、従前の農地台帳（一筆台帳）により確認が行われている状況にある。

農地台帳の記載事項の変更点については、毎年、システムに入力するとともに農地台帳にも手書きで記載されており、二重管理となっている。

予算上の問題またシステム導入前の農地台帳の入力の問題等から、台帳の二重管理となっていると思われるが、効率的なシステムの運用を図るため、一括管理ができるシステムの整備について検討されたい。

<回答>

農家台帳システムについては、従前の農地台帳（一筆台帳）とともに管理しておりますが、今後の変更については台帳への手入れは行わず、システム入力での効率的かつ適正な管理を行うことといたします。

消防本部・消防署

1 消防本部・消防署の主な事務事業

(1) 消防総務課

- ア 消防行政の総合企画に関する事。
- イ 財産管理に関する事。
- ウ 消防統計に関する事。
- エ 消防団事務に関する事。

(2) 警防課

- ア 消防法令（火災予防関係及び危険物規制関係を除く。）の執行に関する事。
- イ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関する事。
- ウ 警防計画に関する事。
- エ 災害現場活動の調査に関する事。
- オ 救急及び救助の統制に関する事。
- カ 消防地水利の整備に関する事。
- キ 消防用資機材の整備及び管理に関する事。
- ク 消防用車両の登録及び検査に関する事。

(3) 予防課

- ア 予防業務の総合企画に関する事。
- イ 消防法令の危険物規制に関する事。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法（訓練指導に関する事を除く。）の執行に関する事。
- エ 消防用設備の設置指導及び統制に関する事。
- オ 火災の原因及び損害の調査報告に関する事。
- カ 火災等の証明に関する事。
- キ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関する事。
- ク 高圧ガス保安法の執行に関する事。

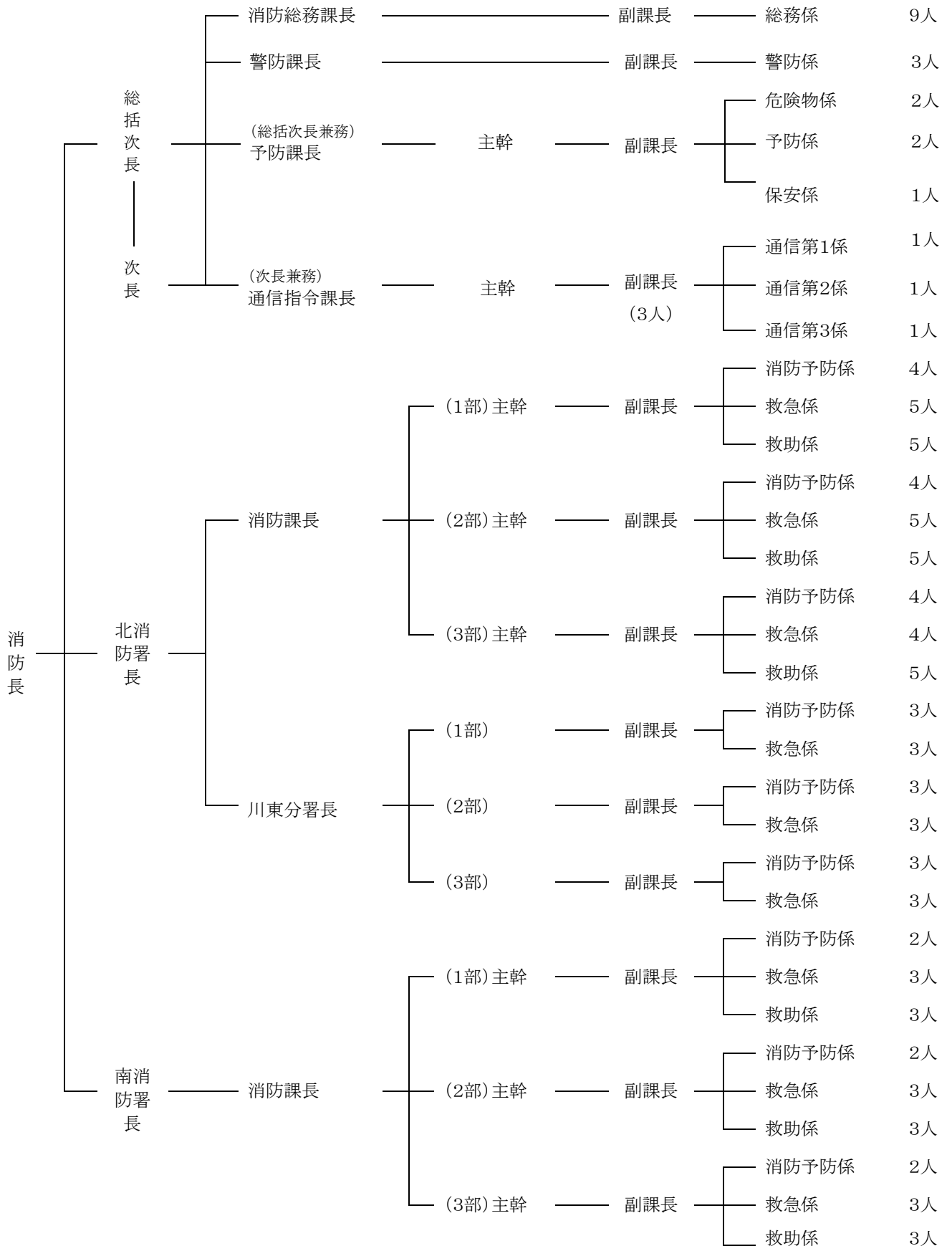
(4) 通信指令課

- ア 消防通信の統括管理に関する事。
- イ 消防救急業務の指令及び誘導に関する事。
- ウ 消防情報及び気象情報の集発に関する事。
- エ 無線通信の統轄に関する事。

(5) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防御に関する事。
- イ 救急救助業務に関する事。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関する事。
- エ 自衛消防隊の訓練指導に関する事。
- オ 水防活動に関する事。

2 職員の配置状況 136人（令和2年4月1日現在） ※派遣を除く。



※消防署の勤務体制・・・3部交替制

3 令和元年度に実施した主な事業

(1) 総合防災拠点施設建設事業

平成29年度から3カ年の継続事業として実施していた「新居浜市総合防災拠点施設」を完成させ、令和2年4月より供用を開始している。施設は、近い将来、発生が危惧される大規模災害に対し、行政が機能不全に陥ることが無いように免震構造を採用し、災害対策本部機能、給水対策本部機能及び消防本部機能を備えているため、災害発生時における初動体制の迅速化が確立され、災害による被害軽減が期待できる。

<事業費> 1,745,624,418円(令和元年度事業費)

【内訳】市債 1,297,500,000円

その他 132,093,170円

一般財源 316,031,248円

(2) 消防自動車整備事業

消防車両等の老朽化及び複雑多様化する災害に的確に対処するには、消防自動車等の計画的な更新が必要であるため、消防ポンプ自動車等の更新を行い、安全・確実・迅速に災害対応を実施することができた。

<事業費> 111,505,880円

【内訳】市債 82,900,000円

一般財源 28,605,880円

更新車両 消防ポンプ自動車(南消防署) 1台
高規格救急自動車(北消防署) 1台
小型動力ポンプ付き積載車(非常備) 3台

4 令和元年中に発生した火災の状況

(単位:件、千円)

月別	件数	損害額	月別	件数	損害額
1	5	105,460	7	1	31
2	2	7,777	8	4	309
3	4	4,606	9	1	0
4	2	10,078	10	1	11,102
5	3	8,583	11	2	2,155
6	1	0	12	3	12,634
			計	29	162,735

5 令和元年中事故種別救急出場の状況

(単位：件、人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
出動件数	5	0	3	443	38	26	808	29	42	3,372	567	5,333
搬送人員	3	0	2	438	36	27	757	23	25	3,160	528	4,999

6 指摘事項及び回答内容 (回答は令和2年6月15日付け)

(1) 時間外勤務命令書等について

時間外勤務等命令書の一部について、システムの勤務区分入力の際りによる支給額の過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(北消防署消防課)

<回答>

時間外勤務等命令書のうち、システムの勤務区分入力の際りにつきましては訂正いたしました。

また、それに伴う時間外勤務手当等の支給額の過払いにつきましては、人事課と調整し適切に処理をいたします。今後は、確認方法等を見直し、職員全員でチェックするなど再徹底し、更なるチェック体制を強化するとともに、適正な事務処理を行います。

(2) 機能別消防団員制度等の活用について

近年集中豪雨や大規模地震等が全国的に多発し、消防団の果たす役割はますます重要になってきたが、消防団員数は減少を続け、本市においても定数未達の状況が続いている。

については、消防団員の充足率向上及び消防団活動の活性化、即応体制強化を図るため、新設された機能別消防団員制度等を活用し、定年退職後の元気な高齢者の新規加入を促進することができないか、検討されたい。

<回答>

機能別消防団員制度につきましては、高齢化及び団員数減少の著しい大島地区において、今年度導入することを検討しています。大島地区の初期消火及び水防活動等の補助を目的として、退団者及び健康な高齢者を中心に新規入団を促進することで、団員の充足率の向上及び即応体制強化を図ることに努めます。また、他の地区においても、定年退職後の元気な高齢者の加入について検討してまいります。

(3) 消防団の簿冊について

消防団関係の簿冊について、新居浜市文書規程第23条では、簿冊の編さんは暦年又は会計年度によって区分することとされているが、暦年又は会計年度による編さんが行われていないものが見受けられる。

また、各簿冊の報告の様式について、統一されていないものも見受けられる。

消防団の簿冊について、編さんにあたっては暦年又は会計年度によって区分すること及び各種簿冊の様式の統一について検討されたい。

(以上、消防総務課)

<回答>

消防団の簿冊については、今年度中に消防団活性化検討委員会において各分団に備える簿冊の種類について協議し、その結果に基づき新居浜市消防団の組織及び運営等に関する規則第8条を改正いたします。また、今後も継続して管理していく簿冊につきましては、会計年度にて編さんし、各簿冊の様式についても統一いたします。

市民環境部

1 市民環境部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ ボランティア及び民間非営利団体に関する事。
- ウ コミュニティの振興に関する事。
- エ 自治会に関する事。
- オ 協働の推進に関する事。
- カ 国際化に関する事。
- キ 計量に関する事。
- ク 市民相談に関する事。
- ケ 消費生活センターに関する事。

(2) 危機管理課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 水防計画に関する事。
- エ 災害対策本部に関する事。
- オ 自主防災組織に関する事。
- カ 国民保護計画に関する事。
- キ 国土強靱化地域計画に関する事。
- ク 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- ケ 交通安全思想の普及に関する事。
- コ 防災センターに関する事。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。

(4) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。

(5) 市民課

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。

- イ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- ウ 人口動態の調査に関する事。
- エ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。
- オ 住居表示に関する事。
- カ 国民年金の普及及び広報に関する事。
- キ 船員法の事務に関する事。
- ク 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関する事。
- ケ 個人番号カードの交付に関する事。

(6) 上部支所・川東支所

- ア 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- イ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- ウ 市税に係る諸証明の発行
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行

(7) 環境保全課

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 市民環境活動の促進に関する事。
- ウ 墓地に関する事。
- エ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関する事。
- オ し尿の収集に関する事。
- カ 浄化槽設置整備事業補助金に関する事。
- キ 公営葬儀及び火葬場に関する事。
- ク 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関する事。
- ケ 省エネルギー設備及び新エネルギー設備の導入支援に関する事。

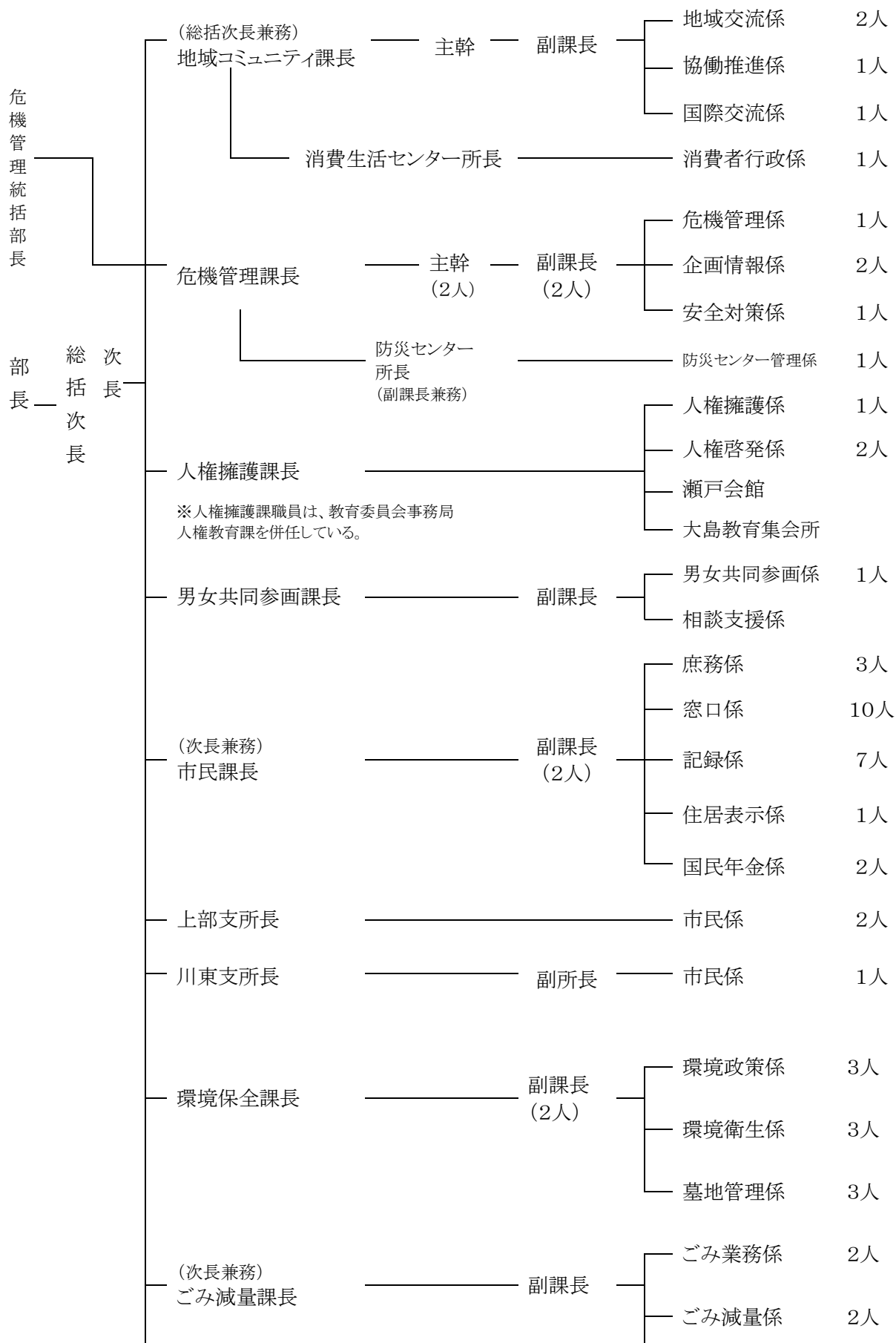
(8) ごみ減量課

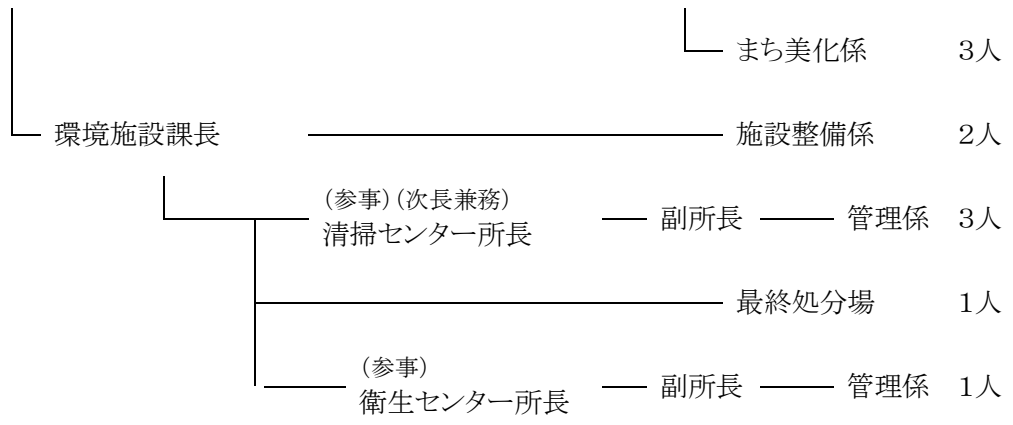
- ア 一般廃棄物処理計画に関する事。
- イ ごみの分別収集に関する事。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関する事。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可並びに指導監督に関する事。
- オ まち美化の推進に関する事。
- カ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関する事。

(9) 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関する事。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事。

2 職員の配置状況 93人（令和2年4月1日現在） 注 育児休業等含む。





3 令和元年度に実施した主な事業

(1) 避難所資機材等整備事業

災害時に救護が必要となる高齢者及び要支援・要介護者であって、特に配慮を要する者への避難援護について、平成30年度に「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書」を締結した事業所（施設）に対して、避難所としての機能を持たせるために、避難所開設で必要となる資機材等を整備するとともに、コミュニティFM受信感度が不安定な施設の受信環境の改善を図った。また、覚書を締結した施設のうち、条件が整っている67施設を福祉避難所として指定した。

<事業費> 15,454,390円

【内訳】 誘導標識及び防災ラジオの購入、貸与	791,905円
LED投光器、発電機等の購入、貸与	14,316,645円
防災ラジオ受信環境整備業務委託料	345,840円

(2) 国際交流協会運営費

新居浜市の国際交流の拠点として、外国人の生活支援と地域の国際化の諸事業を行い、多文化共生のまちづくりを進めるため、平成31年4月1日に新居浜市国際交流協会を新居浜市市民文化センター別館1階に開所した。国際交流員の配置による相談体制の充実強化や通訳、翻訳業務の推進、各種講座の開設、日本語教室の運営による日本語学習の支援やホームページの開設等により多言語での情報発信が可能となり、外国人が安心して暮らせるためのサポート体制や外国人と日本人との相互理解の促進が図られた。

<事業費> 9,185,194円

(3) 市民意識調査

市内に在住する20歳以上の1,000人を対象に、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての意識や理解の実態を調査した。人権問題に関する市民意識や人権施策に関する認識についての調査結果報告書を基に、今後、より効果的な啓発活動を行い、人権・同和教育の推進に役立てていく。

<事業費> 233,761円

(4) 環境活動促進事業

行政、事業者、市民の協働による環境保全活動の促進のため、マイバックの持参推進等の地球高温化対策地域協議会活動事業、環境家計簿普及等の環境活動推進事業、渦井川水系の環境保全活動補助事業を実施し、環境意識の醸成に資した。

<事業費> 2,244,907円

(5) ごみ減量化推進事業

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等普及啓発、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量を図った。レジ袋削減推進については、事業者及び市民団体等と協定を締結し、レジ袋の削減、マイバッグの持参推進について啓発を行っている。生ごみ処理普及啓発については、平成21年度から家庭における生ごみ処理方法の紹介、生ごみ減量講習会の実施等啓発活動を行っている。また、令和元年度からは、新居浜市「おいしい食べきり運動推進店」登録制度の実施や、公募補助

金で採択されたフードバンク事業安定拡充事業に対して補助を行い、食品ロス削減に向けた啓発を行った。

※参考 レジ袋削減枚数 (H31. 4. 1～R2. 3. 31)

11, 828, 232枚 (レジ袋を辞退した客に配布したものとして算出)

マイバッグ持参率 79. 6% (無料配布中止事業者24店舗の平均)

段ボールコンポスト普及個数 635個、講習会開催数 37回

生ごみ処理容器等補助申請基数 コンポスト38基、密閉式処理容器4基、
電気式生ごみ処理機 10基

新居浜市「おいしい食べきり運動推進店」登録数 1店舗

<事業費> 2, 662, 050円

(6) ごみ収集事業

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するために生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん(色別)、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により24, 223tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1, 632tを直接資源化し、容器包装プラスチック1, 055t、ペットボトル219t、びん・缶類963t等を清掃センターに搬入し、資源化の推進を図った。

<事業費> 289, 850, 825円

【内訳】

可燃ごみ収集業務委託料	137, 425, 488円
びん・缶・有害ごみ収集業務委託料	46, 937, 580円
古紙類収集業務委託料	35, 601, 195円
プラスチック製容器包装収集業務委託料	25, 089, 744円
ペットボトル収集業務委託料	12, 857, 640円
不燃物・布類収集業務委託料	16, 545, 000円
別子山地区ごみ収集業務委託料	8, 140, 800円
大島地区ごみ収集業務委託料	5, 711, 600円
缶収集用網袋等消耗品費等	1, 541, 778円

(7) 清掃センター施設整備事業

適正かつ安定的なごみ処理を行うため、プラント内各設備の定期点検整備(法定、自主)及び定期補修を実施し、機器の機能低下及び故障を未然に防止し、処理能力を最大限に発揮させることができた。

<事業費> 196, 295, 960円

(8) 衛生センター施設整備事業

安定したし尿処理設備機器の運転を行うため、点検整備事業で定期的な点検、部品交換、給油等を実施し、設備機器の構造を常に良好な状態に維持することができた。また、老朽化してきた設備について修繕整備を行い、施設の延命化を図ることができた。

<事業費> 36, 080, 000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

ア 一般会計

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	41,189	41,189	0
女性総合センター使用料	1,557,671	1,557,671	0
自動販売機設置使用料等 (女性総合センター)	164,592	164,592	0
戸籍謄・抄本手数料	17,857,200	17,857,200	0
住民基本台帳手数料	16,398,900	16,398,900	0
印鑑証明手数料	8,569,500	8,569,500	0
印鑑登録手数料	997,800	997,800	0
その他証明手数料	409,800	409,800	0
個人番号カード等再交付手数料	420,500	420,500	0
自動車臨時運行許可手数料	200,250	200,250	0
船員手帳交付等手数料	61,100	61,100	0
計量検査手数料	176,910	176,910	0
葬祭施設使用料	561,910	561,910	0
葬祭具使用料	3,086,420	3,086,420	0
墓地使用料	7,518,000	7,518,000	0
自動販売機等設置使用料 (斎場)	196,458	196,458	0
畜犬登録手数料	3,627,870	3,627,870	0
し尿処理手数料	4,279,212	4,253,692	25,520
ごみ処理手数料(ごみ減量課)	217,000	217,000	0
ごみ処理手数料 (清掃センター)	135,806,800	135,806,800	0
自動販売機設置使用料 (清掃センター)	75,801	75,801	0
衛生センター手数料	2,891,160	2,891,160	0
自動販売機設置使用料 (衛生センター)	28,629	28,629	0

イ 特別会計

(単位：円)

	区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平尾 墓園	墓園使用料	13,783,500	13,783,500	0	0
	管理手数料	6,786,600	6,662,600	0	124,000

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和2年7月31日付け）

（1）時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、システムへの休憩時間の入力漏れによる支給額の過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（市民課）

<回答>

内容を確認し、過払いが生じていた1件については、戻入処理を完了いたしました。今後は、入力前後に、時間外勤務命令書をチェックするよう体制を強化いたします。

（2）女性総合センターにおける各種講座について

女性総合センターの指定管理者は、再就職援助、社会参加促進、生活・教養、子育て支援及び健康増進の5つの事業区分に応じて多くの講座を開設しているが、講座の内容は多種多様で、他の公共施設で行われている講座と重複ないし類似した講座もあるのではないかと思われる。

個々の講座について、女性センターで主催し実施する意義と必要性、有用性を再検証するとともに、他所で実施されている重複ないし類似の講座があれば、どちらかに一元化することによって開講費用の節減を図ることができないか、関係部局を交え検討されたい。

（男女共同参画課）

<回答>

女性総合センターでは、指定管理者において講座を企画、開設しており、女性の再就職に向けて資格取得し資質向上を図ること、子育て中の方を対象に親子の心のゆとりと調和や家庭生活の充実を図ること、教養を図ること等、男女共同参画社会の実現を目的としています。今後も目的に沿って意義、必要性等を検証し実施してまいります。

他の公共施設で実施しています類似の講座との一元化については、施設ごとにそれぞれの目的に従い講座を実施していますが、今後、関係部局が互いに情報共有し、講座の開設状況、内容等を把握し、検討してまいります。

（3）マイナンバーカードの普及促進について

マイナンバーカードはこれまで取得によるメリットがほとんどなく、紛失した場合の心配などもあって、本年4月1日現在の交付率（人口に対する交付枚数率）は国全体で16.0%、愛媛県全体で13.4%と低迷しているが、本市はそれらを更に下回る10.8%となっている。市民課では、「令和4年度末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを所有する」という国の全体スケジュールを受けて、今年5月から窓口の増設や顔写真サービスを開始するなど対策を強化しているが、普及促進の鍵はこうした交付手続き面での対策と併せ、一人一人の市民が取得によるメリットをいかに享受できるようになるかではないかと思われる。

マイナンバーカードは今後健康保険証としての利用や各種カードとの統合・集約化なども計画されているようであるが、市民サービスの向上のみならず行政事務の利便性向上のツ-

ルとして広く使えないかなど、利用価値向上に向けた取組も普及促進のためには欠かせないように思われる。関係部局に呼びかけ、一体となって交付率向上の取組を推進されるよう望みたい。

(市民課)

<回答>

市民課は、マイナンバーカード交付担当課として、窓口の増設や申請時来庁方式の導入、取得啓発活動などに取り組んでおり、令和2年4月以降、6月までの3カ月間のマイナンバーカードの申請数は2,968枚となっており、昨年度、一昨年度の年間交付枚数を大きく超える数値となっております。

窓口では、マイナンバーカードの申請・交付だけでなく、電子証明書の更新や住所異動等に伴う券面変更、暗証番号の再設定手続きなどで、常に待ち時間が発生しており、今後は、新型コロナウイルス感染防止のためにも、人的体制を強化して、出張一括申請受付などの庁外申請を増やしていく必要があると考えております。

マイナンバーカードの6月末時点の交付率は、11.87%で、まだ全国及び県の平均を下回っております。交付率が高い自治体に共通しているのは、交付体制の整備と併せ、全庁が「マイナンバーカードの普及はデジタル社会実現に向けた基盤整備である」との認識を共有し、マイナンバーカードに付加価値をつける施策等に横断的に取り組んでいる点であり国からも、マイナンバーカード交付の早期化が強く求められていることから、マイナンバー制度の担当課である総合政策課とも本指摘事項を共有し、連携して、一層の交付率向上に努めてまいりたいと存じます。

(4) 防災倉庫の備蓄品の管理について

防災倉庫に備蓄されている備蓄品の中には、消費期限切れの品なども保管されており管理が決して十分とはいえない状況が見受けられる。

いつ災害が発生しても対応できるよう、また市民の安心と安全を確保するためにも、備蓄品の購入日又は備蓄した日にち、消費期限等が分かるような適正な管理をされたい。

(危機管理課)

<回答>

防災倉庫につきましては、ブルーシートや簡易トイレ等の資材のほかマスクや消毒薬、衛生用品などを保管しておりますが、これらの中にも使用期限が定められたものがあることから、今後は台帳等を作成し適正に管理いたします。

(5) し尿処理手数料の口座振替加入利用について

くみ取り困難地域におけるし尿処理手数料徴収業務については、口座振替による支払いが可能であるが、現金徴収の世帯が多く見受けられる。特にくみ取り困難地域におけるし尿処理手数料は、毎月対面による徴収が基本となってしまうことから、口座振替利用のメリットは大きいと考えられる。

今後ともあらゆる機会をとらえて口座振替の促進に努められたい。

(環境保全課)

<回答>

集金業務の際に、釣銭の用意であったり、領収書作成を行うといった金銭管理上での負担が軽減できることや、納入通知書による期限内での支払い忘れによる滞納リスクを回避し、収納率の向上においても期待できますことから、今後より一層の口座振替利用を推進してまいります。